

回 覧 令和2年6月15日（三股町）代表☎：52-1111

.	.	.	.	.	.	.	.	.	.
.	.	.	.	.	.	.	.	.	.

◎読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】	【No.】	【内 容】
<重 要>		◆会計年度任用職員に、新型コロナウイルス感染症の影響で生じた失業者などを募集します
<訂正とお詫び>	1	◆ピロリ菌検査（胃がんリスク層別化検査）について
<募 集>		◆わくわく教室「血流アップ ヨガ教室（夜間）」の受講生を募集します
<催 し>	2	◆「第156回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します
<お知らせ>		◆家内労働（内職）情報をお知らせします
	3	◆風水害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策 ◆県防災士養成研修を実施します
	4	◆空き家バンク制度のご案内 ～住まなくなった家、登録しませんか～ ◆2つのサマージャンボでラッキージャンプ！
	5	◆国民年金保険料免除・若年者納付猶予の申請受け付けが始まります
	6	◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています
	7	◆令和2年度共同募金助成金の要望を受け付けています

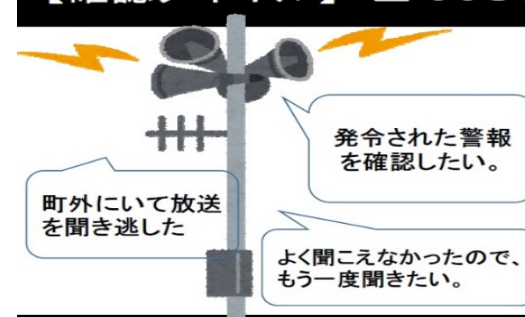
June

6月

防災無線の放送内容が☎で確認できます！

三股町放送内容 ☎ 0986-51-1417
【確認ダイヤル】 ☎ 0986-51-1418

※どちらの番号でも
同じ内容です。

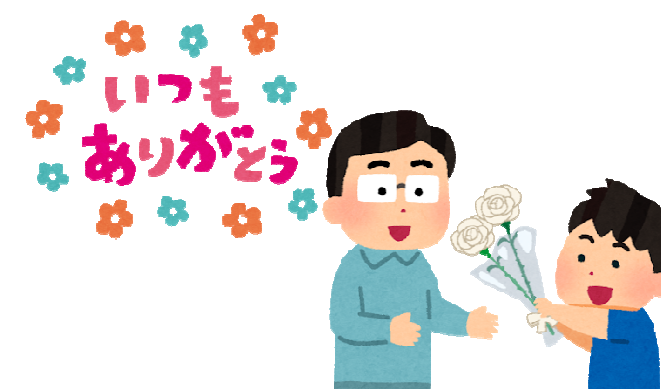


【利用上の注意】

- ① 24時間365日利用可能で、放送直後から利用できます。
- ② 放送内容を当日のみ確認できます。
- ③ 同時にたくさんの人が電話をかけると、つながりにくくなる場合もあります。（少し時間をおいて、かけなおしてください）

【問い合わせ】総務課 危機管理係
☎52-1110（直通）

【分 類】	【No.】	【内 容】
<農林畜産業関連>		◆畜産農家の皆さんへ 毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日」です
	8	◆7月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
	9	◆STOP！ヤミ小作！！ 農地の貸借は農業委員会で
<相 談>		◆「調停委員による無料調停相談会」が開催されます
	10	◆「女性の権利110番」を実施します ◆「無料法律相談」を実施します
	11	◆「消費生活無料法律相談」を実施します ◆「行政相談」を実施します
	12	◆「人権相談」を実施します ◆「ふれあい福祉相談」を実施しています



重 要

◆会計年度任用職員に、新型コロナウイルス感染症の影響で生じた失業者などを募集します

本町は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小または廃止などをせざるを得なくなった事業者などから、雇止めを受けて失業状態にある町民および採用内定の取り消しを受けた町民の生活基盤などを支援していくため、会計年度任用職員を募集します。

5月25日から募集を開始した求人の内容は、次のとおりです。

事業名	町内道路・公園および施設維持管理等（都市整備課）
募集人員	10人程度
募集条件	新型コロナウイルス感染症の影響により失業した町民など
雇用期間など	6月1日以降の6カ月以内（社会保険・雇用保険あり）
勤務時間	月曜～金曜のうち週4日勤務 午前8時30分～午後5時

応募は、ハローワークの窓口で行ってください。なお、選考はすべての応募者を対象に行います。また、求人は必要に応じて随時行いますので、時期によっては求人をしていない場合もあります。あらかじめご了承ください。

求人は、ハローワークインターネットサービスの求人情報検索画面で、フリーワード欄に「＃新型コロナウイルス感染症の影響による離職者対象求人」と入力して検索することで抽出できます。

ハローワークインターネットサービスのアドレス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/kensaku/GECA110010.do?action=initDisp&screenId=GECA110010>

※お問い合わせは、

総務課 職員係（2階 ①番窓口）

☎：52-1113（直通）にお願いします。



訂正とお詫び

◆ピロリ菌検査（胃がんリスク層別化検査）について

5月末に対象者に送付した「ピロリ菌検査（胃がんリスク層別化検査）受診券」に掲載している指定医療機関に一部誤りがありましたので、次のとおり訂正しお詫びします。

【訂正箇所】

- ・ピロリ菌検査（胃がんリスク層別化検査）受診券（裏面）に記載してある「ベテスダクリニック」は、指定医療機関ではありません。

★三股町内の病院

病院名	電話番号
一心外科医院	52-7788
坂田医院	51-2003
田中隆内科	52-0301
とまり内科外科 胃腸科医院	52-1135
長倉医院	52-2109
ホームクリニックみまた	52-1348
みしま内科クリニック	51-8100

★都城市内の病院

病院名	電話番号
あきと内科胃腸科	46-5500
有川呼吸器内科医院 ※1	24-6677
有馬医院	23-2610
安藤胃腸科外科医院	39-2226
いづみ内科医院	22-7111
宇宿医院	25-9031
鵜木循環器内科医院	26-0008
海老原内科	64-1211
MKクリニック	51-6777
大岐医院	57-2025
おおくぼクリニック	26-1500
大橋クリニック	37-0539
仮屋医院	36-0521
仮屋外科胃腸科医院	25-7712
川畑医院	46-3225

病院名	電話番号
共立医院	22-0213
久保原田中医院	22-7700
坂元医院	22-0360
佐々木医院	62-1103
三州病院	22-0230
しげひらクリニック	27-5555
志々目医院	57-2004
庄内医院	37-0522
城南病院	23-2844
すみクリニック	36-7701
隅病院	62-1100
瀬ノ口醫院	25-5155
瀬ノ口内科放射線科医院	25-7780
園田光正内科医院	38-5115
たかお浜田医院	22-8818
田口循環器科・ 内科クリニック	24-0600
伊達クリニック	36-7088
どいクリニック	22-1825
都北ごとうクリニック	38-6060
富田医院	23-4586
西浦病院	25-1119
西岳診療所	33-1510
野辺医院	22-0153
浜田医院 ※2	22-1151
はまだクリニック	45-2266

病院名	電話番号
福島外科胃腸科医院	38-1633
早水公園クリニック	36-6117
原田医院	26-3330
ふくしまクリニック	46-5001
藤元上町病院	23-4000
ベテスダクリニック	22-1700
まつもと心臓血管外科 クリニック	36-8926
松山医院	24-1046
政所医院	58-2171
マドコロ外科医院	22-0138
三嶋内科	24-7171
都城明生病院	38-1120
宮永病院	22-2015
宗正病院	22-4380
メディカルシティ 東部病院	22-2240
柳田クリニック	22-4862
山路医院	64-3133
ゆうクリニック	46-6100
吉松病院	25-1500
吉見クリニック	58-5633
ライフクリニック	39-2525

※1 有川呼吸器内科は通院中の人のみ
※2 浜田医院は予約が必要です

※お問い合わせは、健康管理センター

☎：52-8481 にお願ひします。

募 集

◆わくわく教室「血流アップ ヨガ教室（夜間）」の受講生を募集します

町教育委員会では、「血流アップヨガ教室（夜間）」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

■ 教室の内容 = 身体、特に足を中心に、呼吸を意識しながら、丁寧にほぐしたりのぼしたりすることで、体の歪みや癖を整えていきます。血流アップ・免疫力アップなど健康・美容の調子を整えたい人、リラックスやストレス解消したい人に効果的です。初心者も参加できる内容です。

■ 講 師 = ^{ながい}長井のぞみ 先生【ヨガインストラクター】

■ 開催日時 = 7月8日（水）～令和3年3月24日（水）まで
毎月第2・4水曜日
午後8時～9時（全18回）
※3月10日・24日のみ各2時間

■ 受講料 = 2,500円（講師代）
※支払方法は開催決定はがきでお知らせします。

■ 準備するもの = ヨガマット・水分

■ 開催場所 = 中央公民館 和室

■ 募集人員 = 12人（先着順）
※募集対象は成人女性です。
※申し込み人数が10人未満の場合は、開催することができません。

■ 申込期限 = 6月30日（火）

■ 申し込み方法 = 町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口に備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係（中央公民館内）に直接提出してください。受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時までです。

※お問い合わせは、
町教育委員会 教育課 生涯学習係
☎：52-9311（直通） F A X：52-9724 にお願ひします。



催 し

◆「第156回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	6月28日（日） 【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥にあるコミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場（JR三股駅東隣）

今回の朝市のイベントはただいま企画中です。お楽しみに！
毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品をたくさん販売します。
さらに、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者からの提供商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。
毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取ってみませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●ガラポンお楽しみ抽選会

3店舗分のポイント引換券を集めるとポイント引換所で、1回ガラポン抽選ができます。空くじなしの運試しをしませんか？

※抽選会は、午前8時30分～10時ごろまで実施します。

★現在発生している新型コロナウイルス感染症の発生状況で、やむを得ず中止となることもあります。その場合は、店頭およびフェイスブックなどでお知らせします。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。

※新規出店者（出店料500円）も募集しています。

※イベントなどは変更になる場合があります。詳しくは町物産館よかもんやへ

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」

☎：52-3131 にお願ひします。



お知らせ

◆家内労働（内職）情報をお知らせします

県の就職相談支援センター（家内労働相談窓口）では、家内労働の情報提供とあっせんを無料で行っています。

◎家内労働をお探しの人へ

希望する家内労働がありましたら、就職相談支援センターにお問い合わせください（ご希望の家内労働の募集がすでに終了している場合は、ご了承ください）。電話での相談も受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

※仕事によっては細かい作業もあるため、その他の求人条件が加わる場合があります。

令和2年5月25日現在

仕事の内容	委託地域	工賃
干支の置物の絵付けなど	三股町、高原町 都城市内（要相談） 小林市内一部地域	1個10円～50円
部品組み立て、部品外観検査 （キズ汚れなど）	三股町、都城市	1個0.3円～1.8円
婦人服のホック付け、ボタン付け、しつけ縫い	三股町、都城市	30円～
自動車用ハーネスのサブ作り	三股町、都城市とその近辺	1本4円～20円
大島紬織り	三股町、都城市とその近辺	1反2万円～4万5千円

◎事業所の人へ

家内労働に適したお仕事はありませんか？

内職者募集の際には、ぜひ「就職相談支援センター」をご利用ください。



※お問い合わせは、

都城就職相談支援センター 〒885-0024 都城市北原町24街区21号

県都城総合庁舎1階 都城県税・総務事務所内 ☎/ファクス：25-0300

相談日：月曜～金曜日（土曜・日曜・祝日は休み） 相談時間：午前9時～午後5時

詳しくは県庁の公式サイトをご覧ください。

宮崎 内職

検索

◆風水害時の避難における新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症予防には、「**3つの密（密閉、密集、密接）**」を避けることが重要です。

お住まいが危険区域の外にある人、自宅での安全確保ができる人、体調が悪い人は、感染リスクを考慮し、「在宅避難」を含め、最も安全な避難行動をとりましょう。

また、地震や風水害などの災害発生に備え、ハザードマップの確認や、以下のことを含め、事前の準備をお願いします。

親戚や友人の家などへの避難を検討する

避難所が密集場所になることを防ぐため、親戚や友人の家などの安全な場所に避難することも考えておきましょう。

※特に高齢者や乳幼児のいるご家庭は、準備が必要です。

マスクや体温計を持参する

避難するときは、マスクや体温計、消毒液など、感染症予防に必要なものを持参しましょう。

また、食料品や水、毛布など、避難生活に必要なものは事前に準備しておきましょう。

避難所では

避難所へ避難された場合、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケットなどの感染症対策を徹底しましょう。

消毒の徹底や、十分な換気を行うなど、できるだけ避難所の衛生環境を整えましょう。

もし、避難者に感染症の疑われる症状が出た場合は、別施設への移動を検討しますのでご了承ください。

※避難所に避難される際は、緊急時の家族などの連絡先を持参してください。

感染拡大を防ぐため、皆様のご協力をお願いします。

※お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。



◆県防災士養成研修を実施します

地域防災活動の中核的な人材となる防災士を養成するため、防災士養成研修を実施します。町では災害に強いまちづくりを推進するため、防災士資格取得者に助成金を交付しています。

1. 内容＝

防災士資格取得のための研修は、次の4つの課程を完了することが必要です。

①県が実施する「防災士養成研修」基礎コースの受講

②課題レポートの提出

③「防災士養成研修」専門コースの受講

④日本防災士機構が実施する「防災士資格取得試験」を受験し合格すること

※別途、消防署や日本赤十字社、自治体が実施する「救急救命講習」を受講し修了証を取得する必要があります。

2. 日程・研修場所＝

【基礎コース】

日程①：7月12日（日）午前9時～午後5時15分

日程②：8月20日（木）午前9時～午後5時15分

場所：都城市中央公民館

※大雨・台風や新型コロナウイルスの感染状況によっては、日程の変更（中止の場合も含む）があります。

【専門コース】

日程：令和3年1月下旬～2月上旬（予定）

場所：未定

3. 防災士資格取得助成制度＝

町では、防災士の資格を取得し地域防災に協力するなど交付要件を満たす人に対し、受講料・登録費用経費を助成します。

4. 申込期限＝

研修実施日の10日前まで

※定員になり次第、募集を締め切ります。早めに申し込みをしてください。

※お申し込み・お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52-1110（直通）をお願いします。



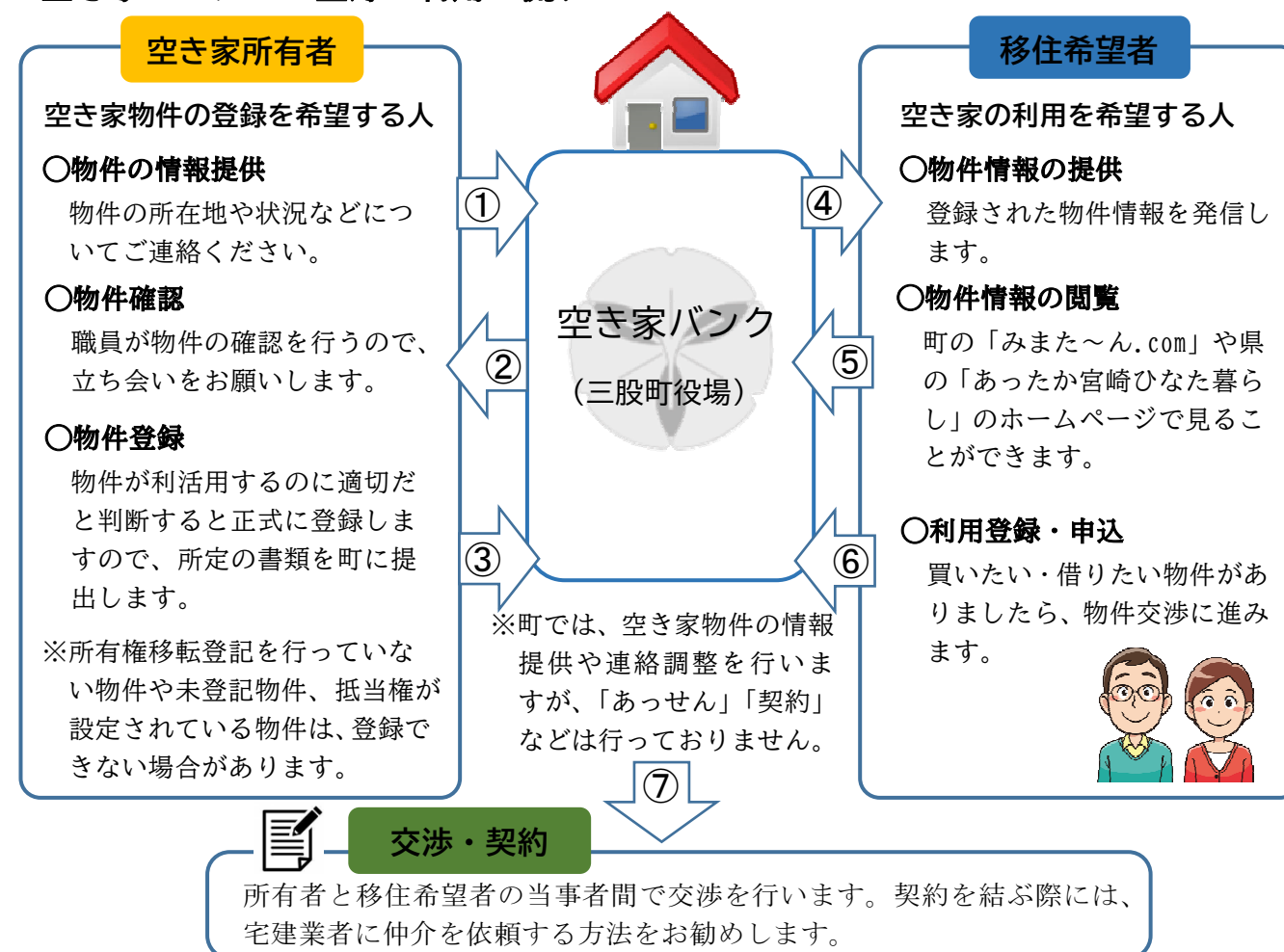
◆空き家バンク制度のご案内 ～住まなくなった家、登録しませんか～

町は、空き家の有効活用による移住・定住促進を図るため、「三股町空き家等情報バンク」を運用しています。

空き家等情報バンク制度とは

この制度は、空き家を「売りたい方」「貸したい方」に空き家情報を登録していただき、その空き家に関する情報を町の移住・定住情報サイトや県の公式サイトで紹介し、空き家の利用を希望する人へ情報提供する制度です。

■空き家バンクへの登録と利用の流れ



また、空き家の利活用促進として、空き家等情報バンクに登録された物件を購入された人は、町から「家財処分」や「改修」に対する補助（工事費の2分の1で上限40万円）を受けることができます。

空き家をお持ちの人や、今後空き家になる予定の物件をお持ちの人は、企画商工課に相談してください。

※お問い合わせは、企画商工課 企画政策係（3階 ②番窓口）
☎：52-1114（直通）をお願いします。

◆2つのサマージャンボでラッキージャンプ！

今年も、「サマージャンボ宝くじ」と「サマージャンボミニ」が、同時発売されます。

宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

■主な当せん金＝

「サマージャンボ宝くじ」（発売総額630億円・21ユニットの場合）

・1等・・・5億円×21本

・前後賞各・・・1億円×42本

「サマージャンボミニ」（発売総額240億円・8ユニットの場合）

・1等・・・1,000万円×80本

■発売期間＝7月14日（火）～8月14日（金）

■発売場所＝全国の宝くじ売り場

※パソコンやスマートフォンなどインターネットを利用した購入もできます！

■抽せん日＝8月21日（金）

■支払い開始日＝8月26日（水）

※昨年のサマージャンボ宝くじ（第800回全国自治宝くじ）、サマージャンボミニ（第801回全国自治宝くじ）の時効は8月18日（火）です。お忘れなく！

宝くじは、県内で買いましょう！
県内の売り上げが地域の振興に役立てられています。

※お問い合わせは、

（公財）宮崎県市町村振興協会

☎：0985-31-9590 をお願いします。

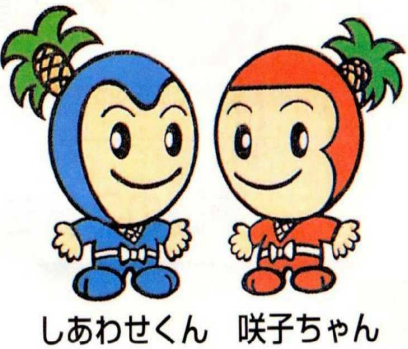


◆国民年金保険料免除・若年者納付猶予の申請受け付けが始まります

国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、保険料の納付が義務付けられていますが、保険料の納付が困難な場合は、免除や納付猶予の制度があります。

☆令和2年4月分～令和3年3月分までの国民年金保険料は、月額16,540円です。

		納める保険料月額	所得審査の対象者	老齢基礎年金を受けるための資格期間	受け取る老齢基礎年金額		
納 付		1 6, 5 4 0円		受給資格期間に入ります	全額、年金額に反映されます		
免 除	全 額 免 除	0円	・ 申請者本人 ・ 配偶者 ・ 世帯主 の所得を審査		免除した 期間は、 年金額に	2 分 の 1	が反映されます
	4 分 の 3 免除 (4 分 の 1 納付)	4, 1 4 0円				8 分 の 5	
	半 額 免 除 (半 額 納 付)	8, 2 7 0円				4 分 の 3	
	4 分 の 1 免除 (4 分 の 3 納付)	1 2, 4 1 0円				8 分 の 7	
若年者納付猶予 [2 0 歳代のみ]		0円	申請者本人・配偶者 の所得を審査		年金額に反映されません		
未 納				受給資格期間に入りません	年金額に反映されません		



※4分の3免除・半額免除・4分の1免除の承認を受けた場合は、表中の保険料を納めなければ『未納期間』として取り扱われます。

免除された期間は、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の支給要件の受給加入期間に算定されます。

※納付を免除・納付猶予を受けた期間に応じて、将来受け取ることができる老齢基礎年金額は減額されます。

年金額を満額に近づけるためにも、免除などの承認を受けた期間の保険料は10年以内にさかのぼって納めること(追納)をおすすめします。

(追納は3年目からは保険料に加算がつきます。)

■免除・若年者納付猶予の申請方法：

【申請に必要なもの】

- ①年金手帳
- ②認め印
- ③失業、災害・風水害被害などの事情がある人は、その事実を証明できる書類※写しでも構いません。
(書類の例)雇用保険受給資格者証・離職票・^{りさい}罹災証明書など
- ※注意・・・申請者本人・配偶者・世帯主で、該当する人の分は添付してください。

■申請開始日：7月1日(水)

■受付場所：町民保健課 国保年金係(役場1階 ③番窓口)
または、都城年金事務所

※お問い合わせは、
町民保健課 国保年金係 ☎：52-9631(直通)
都城年金事務所 ☎：(代)23-2571 お願いします。

◆高齢者安全運転支援事業（踏み間違い防止）を行っています

■事業内容＝

高齢運転者が安心して運転を続けられるよう、自己の所有する自動車（新車および中古車の購入時の設置は除く）に、後付け安全運転支援装置を設置する費用の一部を補助するものです。（購入する前に、申請が必要です。）

■補助対象装置＝

①急発進防止装置

停止時または低速走行時でアクセルペダルを強く踏み込んだ場合に、急発進を防止する装置。

②ペダル踏み間違い時加速抑制装置

停止時または低速走行時に前方および後方の壁や車両を検知している状態でアクセルペダルを踏み込んだ場合に、急加速を防止する装置。

③A Tワンペダル

アクセルとブレーキを一体化させた、1つのペダルに足を置いたまま操作する装置。足を右に傾けるとアクセル、踏めばブレーキとなり、アクセルをかけたままでペダルを踏んだ場合でも、クラッチが外れてアクセルが効かなくなり急停車できる装置。

■補助対象者＝

- ①町内に住所を有する自動車運転免許保有者で満65歳以上の人
- ②町税などを滞納していない人
- ③同じ年度に、同一世帯で本補助金の交付を受けていない人
- ④都城地区交通安全協会三股支部交通安全研修会に積極的に参加する人
- ⑤町および都城地区交通安全協会三股支部共催の高齢運転研修会などに積極的に参加する人



■補助対象経費および補助額＝

補助対象経費	補助金の額
急発進防止装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、5万円を上限とする。
ペダル踏み間違い時加速抑制機能装置の装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、7万円を上限とする。
A Tワンペダルの装着に要する経費	取付けに必要な費用の3分の2以内の額とし、15万円を上限とする。

※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

補助対象経費は、国の「サポカー補助金」を差し引いた自己負担額となります。

■申請方法＝

「三股町高齢者安全運転支援事業補助金交付申請書」に、次の書類を添付して提出してください。

- ①見積書の写し
- ②申請者名義の自動車検査証の写し
- ③滞納のない証明書
- ④運転免許証の写し
- ⑤その他町長が必要と認める書類



※お問い合わせは、

総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）

☎：52－1110（直通）をお願いします。

◆令和２年度共同募金助成金の要望を受け付けています

宮崎県共同募金会・三股町共同募金委員会では１０月から１２月に実施する共同募金運動の助成に係る要望書を受け付けます。

助成金を要望する団体は、次のとおり提出してください。

■助成金対象事業＝ 地域住民の福祉の向上に役立つ事業で、寄付をいただく町民の協賛が得られ、喜ばれる事業。

なお、助成金は翌年度(令和３年度)配分となります

■応募方法＝ 窓口で直接書類をお渡ししますので、事務局にお越しください。

■応募締切＝ ８月３日（月） 午後５時まで（期日厳守）

※お問い合わせは、

宮崎県共同募金会・三股町共同募金委員会

※事務局

三股町社会福祉協議会

（三股町大字樺山３３８４番地２三股町総合福祉センター内）

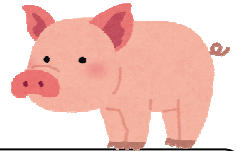
☎：５２－１２４６

FAX：５２－８１９４

をお願いします。

農林畜産業関連

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

アフリカ豚熱（ASF）の発生が確認されて以降、アジアを中心に発生が拡大しています。本病に有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響は甚大なものとなります。

また、口蹄疫も国外で継続して発生していますので、引き続き伝染病への防疫意識を高め、よりいっそうの防疫強化をお願いします。

「今一度、発生予防対策の徹底と
畜産農家相互の注意喚起をお願いします」

《 次のことを守りましょう 》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、長靴に付着したウイルスの侵入を防ぎます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常が見られたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：６２－５１５１）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、町役場で配布しています。

農業振興課（役場３階 ③番窓口）までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（３階 ③番窓口）

☎：５２－９０８８（直通）をお願いします。

◆ 7月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします

★7月の農業用廃棄プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	回収日：7月22日（第4水曜日） 《午後1時30分～3時》 ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：7月29日（水） ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★ 回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	土・くずなど異物を取り除き、 種類別・色別に分別 して10～15kg程度にひもなどで縛って搬入してください。 注意①：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が異なるため、分別して処理してください。 注意②：金属の付いているビニールなどは、必ず金属部分を取り除いて持ち込んでください。 ※分別については、右のページの表を確認してください。
注意事項	★処理料金は 現金支払い です。 ★ 印かん（認め印可） をお持ちください。 ★ 処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、上記の日時・場所のみで処分できます。 本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃棄プラスチックを持っていくことはできません。

農業用廃棄プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃棄プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃棄プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

※農業用廃棄プラスチックの分別について

分別が徹底されていない場合は、持ち込みをお断りさせていただきます。

★搬入方法・分別方法が分からないときは、必ずお問い合わせください。

①農ビフィルム 〈処理料金 1kgあたり7円〉

種類	注意点
・農ビマーク入りのもの ・透明の農ビ	・10～15kgのつづら折りにする。 ・サイドの耳ひもは取り除く。 ・農ビ以外のものを混入しない。

②ポリ（PO） 〈処理料金 1kgあたり23円〉

種類	注意点
・軟質ポリ ・ポリ系フィルム ・不織布、灌水チューブなど	・シート状のものは、重さ10kg前後にまとめて、ダンバンドなどで結束する。

③その他 〈処理料金 1kgあたり53円〉

種類	注意点
①農ビフィルム ②ポリ以外の農業用廃棄プラスチック ・ブルーシート ・サイレージネット ・ポリ製農薬容器 ・水稻用育苗箱 ・農業用タンクなど	・ハトメなどの金属部分があれば除去すること。 ・農薬容器は、中身をきれいに洗浄し、乾いた状態で搬入する。

★**農業用廃棄プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。**
産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。

※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。



◆STOP！ヤミ小作！！ 農地の貸借は農業委員会で このような農地はありませんか？

- ①昔から手続きせずに、親戚・知人などに農地を貸して（借りて）いる。
- ②手続きがめんどくさいからヤミで貸して（借りて）いる。
- ③転作・税金などの関係があるので手続きしていない。

しかし、手続きをしないとこんな問題が…

〈地主側〉

- ・農地を返してほしいときに返してくれるか不安だ
- ・印鑑代（離作料）を請求されたらどうしよう
- ・相続が発生したとき、その農地はどうなるのだろう

賃借料をもらって
いるので文句が
言えないなあ～

〈借り手側〉

- ・いつ地主から「農地を返してくれ」と言われるか不安だ
- ・相続が発生したら誰から借りているのかわからなくなる

農地を荒さない
よう耕作している
のに何が問題
なんだろう～

さらに状況が悪化すると…

市町村・農業委員会への手続きをせずに20年以上にわたって農地の貸し借りが行われた場合、民法第163条（所有権以外の財産権の取得時効）により、賃借権を賃借人が取得することがあります。
その場合、いざ農地を売ったり、貸したりするときには、賃借人の同意が必要になったり、印鑑代（離作料）を請求される場合があります。
裁判になると、膨大な裁判費用がかかったり貴重な時間を費やすことになり、地主・賃借人双方にとって相当な負担を強いられることになります。

このようなトラブルを無くすためには

まず、農地の貸し借りは、必ず農業委員会への手続きをしましょう！！

- ・農業委員会が仲介するので安心して農地の貸し借りが出来ます。
- ・契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、自動的に地主に農地が返ってきます。

※お問い合わせは、三股町農業委員会

☎：52-9087（直通）をお願いします。

相 談

◆「調停委員による無料調停相談会」が開催されます

都城地区調停協会では、家事調停委員、民事調停委員が、身近なトラブルの一つの解決方法として調停制度の活用についてご説明いたします。

相談は無料です。気軽にご相談ください。

◎調停（ちょうてい）とは？

裁判所の調停室において調停委員会が間に立ち、当事者の争いを話し合いで適切に解決しようという国の制度です。

日 時	7月19日（日） 午前10時～午後3時
場 所	都城市ウエルネス交流プラザ 「茶霧茶霧ギャラリー」 ※駐車場は、ウエルネスパーキングを無料でご利用いただけます。 ※当日受付のため事前予約は必要ありません。
内 容	お金の貸し借り、借金問題、交通事故や土地建物のトラブル、遺産相続や夫婦間・親族間のもめごとなどについて、裁判所の調停手続きの利用に関するご相談に応じます。 ただし、すでに訴訟、調停になっている事件の相談には応じられません。 また、当相談会で直接紛争解決をはかるものではありませんのでご注意ください。

※お問い合わせは、

都城地区調停協会

☎：0986-23-4131

（平日：午前8時30分～正午・午後1時～午後5時）

※この電話番号は、宮崎地裁・家裁都城支部庶務課に通じます。

「無料調停相談会」に関する問い合わせである旨、お伝えください。

◆「女性の権利１１０番」を実施します

宮崎県弁護士会では、男女協働参画週間に合わせ、弁護士による電話での無料法律相談「女性の権利１１０番」を実施します。気軽にご相談ください。

日 時	6月27日（土） 午前10時～午後2時
対 象	DV・セクハラ・職場における性差別のほか、離婚に関する諸問題・養育費などでお悩みの女性。また、性的少数者。
相 談 料	無料 （ただし、通話料はご負担ください）
相 談 方 法	弁護士が電話による法律相談に対応します。
相 談 用 電 話 番 号	0985-23-6112（※事前予約不要）

※お問い合わせは、
宮崎県弁護士会
☎：0985-22-2466 をお願いします。

◆「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	7月21日（火）
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのめんどごとなど、法律上のさまざまな相談や悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。 人数に制限がありますので、相談希望者は電話か窓口で直接お申し込みください。

※お申し込み・お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52-1246 をお願いします。



◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【都城市】 7月22日（水）
時 間	【都城市】 午後1時～4時
場 所	【都城市】 消費生活センター（都城市役所本館2階）
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申 込 方 法	・相談内容を把握するため、 <u>必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。</u> ・消費生活に関する法律相談です（ <u>個人間トラブル、相続、事業者からの相談などは対象外。</u> ） ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせください。

※お問い合わせ・お申し込みは
町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999
都城市消費生活センター ☎：23-7154
をお願いします。

◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。

また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？

相談は無料で予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	7月6日（月）	7月20日（月）
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■特設人権相談

期 日	7月2日（木）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	くわはた みよこ 葉畑 実余子 、 くろき まさひろ 黒木 正弘 ※相談員は、変更になる場合があります

■常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、
・特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ②番窓口）
☎：52－1112（直通）
・常設人権相談：宮崎地方法務局都城支局
☎：22－0490 お願いします。

◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。
また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

■相談日 = 毎週月曜・水曜・金曜

■時 間 = 午前9時～午後5時

■場 所 = 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、
町社会福祉協議会
☎：52－1246 お願いします。